

土木工事施工管理基準 新旧対照表

	旧【H25.4版】	新【H26.4版】	備考
総則	<p>7. その他 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成 後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真 等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	<p>7. その他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 情報化施工 情報化施工による土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「T Sを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定によるものとする。</p>	(2) 情報化施工を追加

写真管理基準 新旧対照表

	旧【H25.4版】	新【H26.4版】	備考
総則	<p>(適用範囲) 1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真(電子媒体によるものを含む)の撮影に適用する。</p>	<p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを併用した場合の写真管理基準(案)」をトス</p>	基本、デジタルカメラに適用。フィルムカメラは別紙。
撮影	<p>撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。 なお、施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理を行う場合は、上記の④～⑥を省略しても良い。</p>	<p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「T Sを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定をトス</p> <p>2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p>	トータルステーションによる出来形管理を削除。 情報化施工を追加。 写真の編集を追加。

土木工事施工管理基準 新旧対照表

旧【H25.4版】		新【H26.4版】		備考
撮影	<p>(写真の色彩)</p> <p>5. 写真はカラーとする。</p> <p>(写真の大きさ)</p> <p>6. 写真の大きさは、サービサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</p> <p>(工事写真帳の大きさ)</p> <p>7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。</p> <p>(工事写真の提出部数及び形式)</p> <p>8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。</p> <p>(1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。</p> <p>(2) 原本としては、ネガ(APSの場合はカートリッジフィルム)または電子媒体とする。</p> <p>(工事写真の整理方法)</p> <p>9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。</p>	撮影	<p>2-6 撮影の仕様</p> <p>写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度~300万画素程度=1,200×900程度~2,000×1,500程度)</p> <p>3. 整理提出</p> <p>撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。(デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう)</p> <p>なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p>	<p>デジタルカメラに対応し、画素数等を規定。</p>
整理提出	<p>(1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。APSのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。</p> <p>(2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の整理条件に示すものを標準とする。</p> <p>なお、整理条件とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。</p> <p>(3) 工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は、「デジタル写真管理情報基準(案)」に基づき整理し提出するものとする。この場合、工事写真帳の提出はダイジェスト版を除いて不要とする。</p>	整理提出	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</p> <p>デジタル写真管理情報基準</p>	<p>デジタルカメラにおける整理、提出に改定。</p>
別紙 管理 情報 基準		別紙 管理 情報 基準		<p>フィルムカメラの場合を追加。</p> <p>デジタル写真管理情報基準の追加</p>